

# 国立大学法人愛媛大学知的財産に関する基本方針

平成16年4月1日  
制 定

## I. 基本的な考え方

### 1. 愛媛大学の使命と知的財産活動の運営方針

国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）は、基本目標の1つとして、高度な学術研究と次代を担う人材の育成を通し、これからの社会の文化、福祉、産業の一層の発展に貢献するとともに、地域にある学術拠点として、地域から学びつつ、その成果を地域に還元する。さらに、世界に開かれた大学として、海外との学術的・文化的交流を推進し、学術成果を広く世界に発信することを目的としている。

法人に雇用されている職員等は、その目的のため、広範な分野にわたる学術的活動を行っている。本務である教育や研究の他、広範で多様な応用の可能性を秘めている研究成果等の活用としての社会貢献などを使命とし、法人の中核的活動を担っている。このような学術的成果あるいは知的財産は、研究成果等の発明者には勿論、法人やより広範な社会にも利益をもたらすものである。

そこで、法人として、知的財産の活用、管理・保全、権利及び責任などに関して基本方針を策定し、職員等の知的財産創出活動を支援していくことを目指すものである。

知的財産は、有形無形を問わず、基本的には、発明者の智によって導かれたものであるが、職員等の本務に伴う知的財産創出には、公的資源が投入されていることに鑑み、知的財産を公的利益のために活用することが第一義であるべきである。法人の使命と職員等の使命を勘案し、法人の知的財産活動の基本的な運営方針は、以下のとおりとする。

- (1) 職員等の智の創造を支えると共に、教育研究環境の維持を図ること。
- (2) 発明者への適切な金銭的報酬を確保し、知的財産の創出及び活用を促進すること。
- (3) 有用な知的財産を公的利益のために広く社会で活用すること。

### 2. 知的財産に関する基本方針の対象範囲

- (1) この基本方針は、法人の全ての職員等に適用する。同時に、この基本方針は、法人が特別に承認しない限り、職員等によって職務上創出された知的財産に適用する。
- (2) 知的財産とは、職員等の職務である教育研究等に基づく発明、考案、意匠、商標、植物品種、回路配置、プログラム、データベース、ノウハウ及び有体物をいう。
- (3) 職員等とは、次に掲げる者をいう。
  - i. 法人に雇用された専任の職員
  - ii. 法人の設備を利用する学外者で、法人の規程等に従う旨の契約をした者
  - iii. その他任用に当たって法人の規程等に従う旨の契約をした者
  - iv. 法人の学生、大学院生及びポストドクター（以下「学生等」という。）であって、職員が行う研究活動に直接的又は間接的に参画している者

## II. 研究成果等に関する取扱と権利の帰属・承継

### 1. 知的財産権の原則機関帰属

法人の職員等が行った職務発明に係る知的財産権は、国の内外を問わず、原則として、法人に帰属するものとする。ただし、法人が承継しないと決定した知的財産権は、個人に帰属するものとする。

### 2. 知的財産権の届出

職員等は、学会等に発表する前に、自らの全ての発明等を法人所定の様式によって開示しなければならない。その際、発明者は、権利化等に対応できる必要かつ十分な情報を書類で提出するものとする。知的財産権の保護の観点から、学内外を問わず複数人の協働による発明等の場合は、関係者すべての所属等を開示するものとする。

### 3. 知的財産権の承継

知的財産本部は、知的財産権を法人が承継するか否かを、開示後速やかに決定するものとする。

### 4. 知的財産権の譲渡

発明者は、法人が知的財産権を承継すると決定したときは、速やかに法人への権利譲渡を行うものとする。

なお、法人が承継した知的財産権は、発明者との契約をもって有効となるものとする。

### 5. 知的財産権の出願

知的財産本部は、法人が承継した知的財産権について、法人若しくは技術移転機関等によって、速やかに権利化等の手続を行うものとする。

## III. 知的財産権の管理・活用の推進

### 1. 研究成果の実用化に向けた法人の義務

知的財産本部は、法人が承継した知的財産権について、産業経済界等において実施されるよう最善の努力を行うものとする。

### 2. 収益

収益とは、法人が承継した知的財産権から得られた収入額から当該知的財産権に本学が要した必要経費（特許出願経費、登録経費等）を差し引いた額とする。

### 3. 知的財産に係る収益の配分

#### ① 公平配分の原則

法人が承継した知的財産権に係る収益は、原則として、50%を法人に、50%を発明者に配分する。ただし、関係者間での公平性の見地から、法人が権利を放棄する場合もある。

#### ② 等価配分の原則

複数の職員等が、収益配分の権利を持つと知的財産本部が決定した知的財産については、原則として、関係者間での等価配分とする。ただし、関係者間で別途合意された事項がある場合は、それに従うものとする。

### ③ 公平配分の喪失

法人との契約がない場合又は職員等が知的財産本部の決定を了承しない場合は、関係する職員等は、収益の配分を受け取ることができない。

### ④ 法人の取得収益の配分

法人に配分された収益は、50%を発明者が所属する部局に、50%を知的財産の管理・運用部門に配分する。

## 4. 共同研究、受託研究等外部資金による研究（外部研究支援等という。）

法人の職員等は、外部研究支援等において、研究契約等を締結する前に知的財産権の措置に関して、法人の書面による事前の承認がなければ、知的財産権の譲渡等に関する如何なる契約も外部研究支援機関と結んではならない。

## 5. 知的財産権の管理

法人は、法人が承継した知的財産権について、第三者とのすべての交渉権（供与交渉、実施契約、販売など財産処分等）を保持する。第三者との交渉は、法人及び法人と業務委託契約を締結した技術移転機関等が行うものとする。

法人が承継した知的財産権は、適宜見直しを行い、活用が見込まれない場合は、対応を検討するものとする。

## 6. 知的財産権の訴訟及び係争

法人は、知的財産権を巡る訴訟、係争が発生したときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

## 7. 知的財産権の監視

法人は、法人が承継した知的財産権を第三者に実施権を許諾したときは、実施料収入を監視するため、監査法人等の第三者機関に、その業務を依頼することができるものとする。

## 8. 発明者への知的財産権の再譲渡（返却）

法人が承継した知的財産権は、知的財産本部の決定と学長の承認により、以下の条件により返却が認められる。

- ① 法人に法的義務違反がない。
- ② 管理不可能な利益相反（可能性も含む。）を生じない。
- ③ 法人に帰属の根拠となる市場性及び公共的価値が少ない。
- ④ 法人の社会的使命に相反しない。

## IV. 共同研究・受託研究等に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

### 1. 共同研究・受託研究等に対する姿勢

法人は、産業経済界及び行政機関との連携協力関係を緊密にし、共同研究及び受託研究等に対して、積極的に取組むものとする。

### 2. 共同研究・受託研究の受け入れ審議機関

学長は、知的財産本部の審議に基づき、共同研究・受託研究の受け入れ等の決定を行うものとする。

### 3. 共同研究・受託研究等の成果の取り扱い

共同研究・受託研究等の成果である知的財産権の取扱いについては、契約で定めるものとする。ただし、知的財産権は、原則として、法人に帰属させるものとする。

## V. 職員や学生等の守秘義務

### 1. 職員等の責務

職員等は、知的財産権について、その内容並びに法人及び発明者の利害に関する事項について、原則として、特許出願の手続きが完了した日の翌日までは、退職した後も含めその秘密を保持しなければならない。

### 2. 共同研究・受託研究等における秘密保持

法人と外部機関の双方は、外部機関との連携の実効性を高めるため、秘密保持に関する契約又は覚書を結び、これを遵守するものとする。

## VI. 知的財産権の管理及び産学官連携の実施体制と責任

知的財産本部は、知的財産委員会によって構成される。知的財産本部の組織及び役割については、知的財産本部規則に定めるものとする。

## VII. 知的財産の取扱いに関する異議申立て手続と処理方法

職員等は、知的財産に係る権利の承継、報酬配分の決定等について異議がある場合は、知的財産本部に異議申立することができる。

また、知的財産権の管理等に関しても、知的財産本部に対して申し出をすることができる。

附 則

この基本方針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。